

令和 5 年 6 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「市町村への再商品化合理化拠出金」について

1. 「再商品化合理化拠出金」の支払いについて

当協会は、再商品化業務の一環として、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に則った市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）の支払いを行っています。令和 4 年度分の合理化拠出金は、令和 4 年度に引き取られた全ての分別基準適合物の再商品化に係る手続きが完了した後、分別基準適合物の再商品化にあらかじめ掛かると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の 1 / 2 に相当する金額を合理化拠出金の支払い原資とし、令和 5 年 9 月にお支払いする予定です。（次の計算式参照）。

$$\left(\overset{\text{A}}{\text{想定額}} - \overset{\text{B}}{\text{現に要した費用}} \right) \times \frac{1}{2} = \overset{\text{C}}{\text{拠出金}}$$

資金拠出制度に関する仕組みの詳細については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページをご参照ください。

（URL : <https://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/384/index.php>）

令和 4 年度分の合理化拠出金における「想定額」は、「想定単価」（平成 29～30 年度の再商品化事業者への支払実績単価と平成 31（令和元）年度落札単価の 3 か年平均値。令和 2～4 年度の 3 か年固定適用）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみ対象であり、市町村が負担している小規模事業者分は含まれません。）を乗じて算出されます。ただしプラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法ごとの「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。「想定単価」、「想定量」、「想定額」は、＜表 1＞のとおりです。

＜表 1＞ 「想定単価」、「想定量」、「想定額」（令和 4 年度分）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (トン)	想定額 (円)
ガラス びん	無色	5,009	98,850.040	495,139,850
	茶色	5,657	93,578.880	529,375,724
	その他の色	9,102	131,983.720	1,201,315,819
PET ボトル		1,833	214,724.766	393,590,496
紙製容器包装		879	19,939.487	17,526,809
プラスチ ック製容 器包装	材料リサイクル(トレイ)	48,727	356.843	34,033,617,448
	材料リサイクル(トレイ以外)	54,806	385,389.173	
	高炉還元剤化	41,030	33,697.117	
	コークス炉化学原料化	45,509	206,691.328	
	ガス化	36,697	57,380.227	

注 1) 想定量は特定事業者負担分のみ 注 2) 想定単価は消費税を含まず

一方で「現に要した費用」は、令和5年3月末までに引き取り6月末までに再商品化が終了したものを積算する仕組みで、令和5年7月まで確定できないため合理化拠出金の総額をお示しすることはできません。合理化拠出金の支払いがある場合は、再商品化に係る手続きが終了し、「現に要した費用」が確定した後の令和5年9月となります。

2. 「再商品化合理化拠出金」の配分方法について

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の1/2が配分され、「低減額」への寄与度に応じて残りの1/2が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、<表2>に示したとおりです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の1/2が按分されます（対象となるのは特定事業者負担分のみ）。

<表2> 合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度90%以上であって前年度に比べ2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のベール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／PETボトル／紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、当該指定保管施設の落札単価が、その再商品化手法の想定単価を下回った場合に配分対象になります。それぞれの保管施設における「かかる見込の費用」（想定単価と引き渡し量から積算）と「実際にかかった費用」（落札単価と引渡し量から積算）の差額を低減額とします。実際の配分は、{(想定単価×当該市町村の引渡し実績量)－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}(0以下の場合は0とする)の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の1/2が按分されます。

3. 令和3年度分の拠出実績

令和3年度におきましては、全ての素材で「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので合理化拠出金はありませんでした。

4. プラスチック資源循環促進法（32条・33条）による合理化拠出金への影響

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法（32条）により、令和5年度より製品プラスチック、産廃プラスチック、プラスチック製容器包装を一緒に集め、指定法人に引渡す運用が開始されますが、合理化拠出金の対象となるものは、これまでと変わらずプラスチック製容器包装の特定事業者負担分のみとなります。また、プラスチック資源循環促進法（33条）により指定法人に引渡さず再商品化を行う認定再商品化計画においても同様にプラスチック製容器包装の特定事業者負担分のみが合理化拠出金の対象となります。

以上